

甲賀市下水道排水設備指定工事店申請及び更新方法

1. 指定工事店の資格（甲賀市下水道排水設備指定工事店規程第3条より）

- 責任技術者が1人以上専属していること。
- 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- 滋賀県内に営業所があること。（営業所は書類を作成できる事務室があること。）
- 次のいずれにも該当しないこと。（下線部は改正部分）
 - ア. 工事業者（法人にあつては代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合
 - イ. 工事業者（法人にあつては代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない場合
 - ウ. 工事業者（法人にあつては代表者）が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合
 - エ. 指定工事店が、指定を取り消されてから2年を経過していない場合
 - オ. 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
 - カ. 法人であつて、その役員の中にアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合
- 上記ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときはその代表者は、ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。
- 甲賀市税（市民税・固定資産税・軽自動車税）及び営業所所在地市町の税金の滞納が無いこと。
- 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その役員）又は申請者と雇用関係にある責任技術者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2. 注意事項

- 用紙は、日本工業規格 J I S A 4 版を使用してください。
- 様式は、甲賀市ホームページ <http://www.city.koka.lg.jp/6714.htm> からダウンロード出来ます。

3. 指定工事店新規登録手数料（※還付いたしませんのでご注意ください。）

- ・登録手数料1万円を申請時にお支払いいただきます。

4. 指定工事店更新手数料（※還付いたしませんのでご注意ください。）

- ・更新登録手数料5千円を申請時にお支払いいただきます。

5. 問い合わせ先

- ・甲賀市役所下水道課 計画普及係 TEL 0748-69-2228

6. 申請書添付書類（規程第4条）

○個人経営で甲賀市内に営業所がある場合

- ・下水道排水設備指定工事店申請書（様式第1号）
- ・住民票記載事項証明書（代表者名）（本籍、続柄の記載が無いもの）
- ・営業所の平面図（1／100程度）（任意様式）
（居住している建物と同じ場合は、家の間取りも必要です。）
- ・付近見取図（1／1,500程度）
- ・専属する責任技術者の名簿（様式第2号）
※下水道排水設備工事責任技術者証の住所及び氏名が実際と異なる場合は、備考欄に「次回更新時に変更予定」と記入してください。
- ・専属を確認できる書類（様式第2号の下記に例示）は、別紙「専属を確認できるものについて」をご確認ください。経営者でも責任技術者であれば必要です。
- ・専属責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証
（滋賀県建設技術センターが交付したもの）の写し
- ・排水設備工事に必要となる、所有する機械器具の一覧
（機械機種名、保有台数の明示）（任意様式）
- ・写真（ポラロイド写真・コピーは不可。ただし、デジカメを印刷したものは可）
①屋外で商号又は屋号がわかるもの ②事務所内
③資材置き場の全景 ④所有している機械器具が確認できるもの
- ・誓約書（様式第3号） ※身分証明書は不要になりました。
- ・甲賀市暴力団排除条例に関する誓約書（様式第4号）
- ・役員等名簿（様式第5号）（代表者及び責任技術者を全て記載してください。）

○個人経営で甲賀市外に営業所がある場合

- ・下水道排水設備指定工事店申請書（様式第1号）
- ・営業所所在地市町の最新の納税証明（滞納が無い旨の証明）（代表者名）
- ・住民票記載事項証明書（代表者名）（本籍、続柄の記載が無いもの）
- ・営業所の平面図（1／100程度）（任意様式）
（居住している建物と同じ場合は、家の間取りも必要です。）
- ・付近見取図（1／1,500程度）
- ・専属する責任技術者の名簿（様式第2号）
※下水道排水設備工事責任技術者証の住所及び氏名が実際と異なる場合は、備考欄に「次回更新時に変更予定」と記入してください。
- ・専属を確認できる書類（様式第2号の添付書類）は、別紙「専属を確認できるものについて」をご確認ください。経営者でも責任技術者であれば必要です。
- ・専属責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証
（滋賀県建設技術センターが交付したもの）の写し
- ・排水設備工事に必要となる、所有する機械器具の一覧
（機械機種名、保有台数の明示）（任意様式）
- ・写真（ポラロイド写真・コピーは不可。ただし、デジカメを印刷したものは可）
①屋外で商号又は屋号がわかるもの ②事務所内
③資材置き場の全景 ④所有している機械器具が確認できるもの
- ・誓約書（様式第3号） ※身分証明書は不要になりました。
- ・甲賀市暴力団排除条例に関する誓約書（様式第4号）
- ・役員等名簿（様式第5号）（代表者及び責任技術者を全て記載してください。）

○法人で甲賀市内に営業所がある場合

- ・下水道排水設備指定工事店申請書（様式第1号）
- ・登記簿謄本（全部証明）
- ・営業所の平面図（1／100程度）（任意様式）
- ・付近見取図（1／1，500程度）
- ・専属する責任技術者の名簿（様式第2号）
※下水道排水設備工事責任技術者証の住所及び氏名が実際と異なる場合は、備考欄に「次回更新時に変更予定」と記入してください。
- ・専属を確認できる書類（様式第2号の添付書類）は、別紙「専属を確認できるものについて」をご確認ください。経営者でも責任技術者であれば必要です。
- ・専属責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（滋賀県建設技術センターが交付したもの）の写し
- ・排水設備工事に必要となる、所有する機械器具の一覧（機械機種名、保有台数の明示）（任意様式）
- ・写真（ポラロイド写真・コピーは不可。ただし、デジカメを印刷したものは可）
①屋外で商号又は屋号がわかるもの ②事務所内
③資材置き場の全景 ④所有している機械器具が確認できるもの
- ・誓約書（様式第3号） ※身分証明書は不要になりました。
- ・甲賀市暴力団排除条例に関する誓約書（様式第4号）
- ・役員等名簿（様式第5号）
（登記簿謄本に記載されている方及び責任技術者を全て記載してください。）

○法人で甲賀市外に営業所がある場合

- ・下水道排水設備指定工事店申請書（様式第1号）
- ・営業所所在地市町の最新の納税証明（滞納が無い旨の証明）（社名）
- ・登記簿謄本（全部証明）
- ・営業所の平面図（1／100程度）（任意様式）
- ・付近見取図（1／1，500程度）
- ・専属する責任技術者の名簿（様式第2号）
※下水道排水設備工事責任技術者証の住所及び氏名が実際と異なる場合は、備考欄に「次回更新時に変更予定」と記入してください。
- ・専属を確認できる書類（様式第2号の添付書類）は、別紙「専属を確認できるものについて」をご確認ください。経営者でも責任技術者であれば必要です。
- ・専属責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（滋賀県建設技術センターが交付したもの）の写し
- ・排水設備工事に必要となる、所有する機械器具の一覧（機械機種名、保有台数の明示）（任意様式）
- ・写真（ポラロイド写真・コピーは不可。ただし、デジカメを印刷したものは可）
①屋外で商号又は屋号がわかるもの ②事務所内
③資材置き場の全景 ④所有している機械器具が確認できるもの
- ・誓約書（様式第3号） ※身分証明書は不要になりました。
- ・甲賀市暴力団排除条例に関する誓約書（様式第4号）
- ・役員等名簿（様式第5号）
（登記簿謄本に記載されている方及び責任技術者を全て記載してください。）